

災害分野は、2次計画「12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」において「科学技術」「地域おこし、まちづくり、観光」「環境」とともに、「防災（災害復興を含む）」として言及されるようになった分野である。3次計画では、「第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」としてわずかに記述が増え、成果目標として「女性委員のいない都道府県防災会議の数」（2013年に0達成。2009年で13であった）、「全国の女性消防団員」（2015年に10万人。2010年で19,103人、2014年で21,684人）とされた。前者については災害対策基本法改正により達成され、後者についてははるかに及ばない状況である。

東日本大震災の経験を通じ、災害とジェンダー平等の問題は大きくクローズアップされ、男女共同参画局も意欲的に取り組み、検討会を設置して「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」をとりまとめた。自治体の男女共同参画センターでは災害関係の講座も引き続き行われているし、基本計画への記載だけでなく、男女共同参画条例に書きこむ自治体が現れるなど、地方自治体の中にも、重要領域としての認識が広まっている。今後ともこの動きを進めるべきである。

今回の「基本的考え方（素案）」では、単独の分野として独立し、内容も、下記のようにより細分化され、拡充された。特に、これまでは記述が極めて薄かった復興関係について下位区分が設けられ、7項目記述された。また、国際協力についても3項目となった。これらを歓迎する。

1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

ア 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大；4項目（3次計画では2項目）

イ 防災の現場における女性の参画の拡大；2項目（3次計画では5項目）

ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入；8項目（新規）

2 復興における男女共同参画の推進

ア 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大；3項目（新規）

イ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入；4項目（新規）

3 国際的な防災協力における男女共同参画；3項目（3次計画では1項目）

さらに、下のような加筆、修正を求めたい。

・「目標」においては、防災の基本理念を「減災」としているが、日本の「減災」概念は曖昧である（例えば今年7月に改定された防災基本計画の最新版では、「災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方」としか記述されていない。これは、「目標」でのこの記述と同一である）。国連の災害政策を主導する概念は、「減災」ではなく「災害リスク削減（Disaster Risk Reduction）」であり（下を参照）、今年3月の防災世界会議において、日本政府は、"Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030"の採択に賛成したのであるから（全会一致）、この語を正しく使い、この考え方に依拠して施策を展開するべきである。そして実際、男女共同参画局の災害施策はこの考え方に導かれているのであるから、用いるべきである。

<http://www.unisdr.org/we/inform/terminology>

Disaster risk reduction

The concept and practice of reducing disaster risks through systematic efforts to analyse and manage the causal factors of disasters, including through reduced exposure to hazards, lessened vulnerability of people and property, wise management of land and the environment, and improved preparedness for adverse events.

Comment: A comprehensive approach to reduce disaster risks is set out in the United Nations-endorsed Hyogo Framework for Action, adopted in 2005, whose expected outcome is “The substantial reduction of disaster losses, in lives and the social, economic and environmental assets of commu

nities and countries.” The International Strategy for Disaster Reduction (ISDR) system provides a vehicle for cooperation among Governments, organisations and civil society actors to assist in the implementation of the Framework. Note that while the term “disaster reduction” is sometimes used, the term “disaster risk reduction” provides a better recognition of the ongoing nature of disaster risks and the ongoing potential to reduce these risks.

30 Aug 2007

- ・3次計画にはみられた「性別役割分担」への言及が一切みられない。固定的な性別役割分担により、避難生活や、復興過程での女性の家事負担について問題が生じることは知られており、すでに取り組みも行われているが、なくなったわけではないと考えられる。引き続きこの語を用いて、施策を記述すること。また、これまでの「被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある」という記述を、「目標」に入れ込むこと。例えば、第2段落について、「被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があるが、東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されなかったため、男女のニーズの違い等に配慮されないという課題が生じた。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れると考えられるため、男女共同参画社会の実現そのものが、防災・復興を円滑に進める基盤となる」などとする。

- ・「防災」と「復興」の2局面で書かれているが、災害発生直後（急性期）の記述が「防災」に含められているため、弱くなっている。発生直後には、国でも自治体でも、災害対策本部が立ち上げられるが、そこに男女共同参画担当がダイレクトに配属されるようにしてほしい。そうしないと様々な災害の「現場」で発生していることに即応できない（参考資料 p.125の<評価と問題点>に「防災・復興に係る取組が男女共同参画の視点を反映したものとなるよう、防災・復興に関連する府省庁の間で連携を密にすることが必要である」とあるが、こうしたことは、本部機構に直接の担当者を配置しないと機能しない）。東日本大震災時には、2011年3月31日、内閣官房に設置された「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」に男女共同参画局長が参加し（4月6日に「被災地等における安全・安心の確保対策」をとりまとめた）、相応の役割を果たしている。

- ・また、たとえば、県庁や市区町村の役所での男女担当や、男女共同参画センター職員が、災害時に、他の仕事に回らないようにすべきである（災害時には全庁対応になるので、災害担当以外の職員も、対応を割り振られている）。

- ・女性委員がない都道府県防災会議は0%となったが、最新値で12.1%と30%には及ばない。成果目標として掲げるべきである。また、市区町村防災会議の場合には女性委員ゼロは31.9%となっており、女性委員の割合も7.3%と希少である。成果目標として前者について0%を、後者について30%を掲げるべきである。

- ・防災会議の女性委員への研修（災害とジェンダー平等についての研修）について書き込むべきである。確かに女性委員は増えたが、地域の看護協会など職能団体からの委員はジェンダー平等視点を持っているとは限らない。単に数の上で女性が増えただけでは意味がない。また、女性防災委員会、女性防災リーダー会議など、横断的な交流の場を設け、情報交換して、資質の向上を図るべきであるので、そうしたことも書き込むべきである。

- ・統計情報について、復興局面での把握の必要性が書かれているが、災害発生時の公的な基本情報として、死者、行方不明者、負傷者、避難者、災害関連死者数についての男女別内訳が公表されていない（避難者については把握もされていない）。公表するよう改めるべきである。「死者、行方不明者、負傷者」についての担当は総務省消防庁であるが、この数は、消防庁から都道府県に依頼を出し、市区町村から数字を上げていく（「死者」には「災害関連死」によるものも含まれる。「負傷者」は、文書末尾の表では「重傷者」と「軽傷者」に分かれている。警察庁は別途自主的に男女別に公表している）。これを規定しているのは事務

取扱いについての決まりである「災害報告取扱要領」であって、上記カテゴリについて、一つ一つ定義されているのだが、そこには男女別に計上すべしといった規定はない。今回の震災後、複数回この要領を変更する通知が出ていることが確認できるので、男女別に計上させたい場合は、この「要領」を改めなければならないのだと思われる。こうしたレベルの取り組みが必要であるので、書き込まれるべきである。

- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」は、重要な文書であり、必要に応じ改定されるべきであるのに、登場しない。適切に登場させて、その改定についても書きこむべきである。

- ・3次計画にはみられた「高齢者、外国人等」についての言及が一切なくなった。男女共同参画基本計画における災害の扱いは、(災害)脆弱性の観点から行われており、またそうであるべきなので、高齢者、外国人に加えて、障害者、妊産婦、若年女性、子どもについても、言及すべきである。

- ・「1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進」/「ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入」に③として「避難所運営等に関する実態調査」が登場するが、内閣府防災が本年3月に報告した「避難所の運営等に関する実態調査(市区町村等アンケート調査)」(http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/hinanjo_kekkahoukoku_150331.pdf)を指しているのであれば、そのように明示すること。また、こうした調査が定期的に行われるよう記述すること。